

証券投資信託約款変更に係る手続きのお知らせ

このたび、追加型証券投資信託「日興フォルティス 中国A株ファンド（愛称：万里）」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、下記の通り信託約款の変更の手続きを開始する予定ですのでお知らせいたします。

当該約款変更にあたっては、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に従い、平成29年8月17日に書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を実施いたします。

1. 変更内容

当ファンドが主な投資対象としている投資信託証券の入れ替えを目的として、主要投資対象とする投資信託証券に外国投資信託証券「PARVEST Equity China A-Shares」（以下「パーベスト エクイティ チャイナ Aシェアーズ」といいます。）を追加します。

2. 変更理由

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じ、実質的に中国の人民元建て株式（以下「中国A株」といいます。）に投資を行っています。中国A株への投資にあたってはQFII（適格国外機関投資家）制度を利用していますが、QFII制度には中国国外への資本移動（回金）について一定の制限等があるため、有価証券を売却した際の売却代金の回金（中国から日本への送金）が遅れることなどにより、当ファンドの解約代金等の支払いが遅延するリスク（回金遅延リスク）があります。

このたび主要投資対象として追加を予定している「パーベスト エクイティ チャイナ Aシェアーズ」は、RQFII（人民元適格国外機関投資家）制度を利用して中国A株へ投資します。RQFII制度はQFII制度より後に中国において導入された制度ですが、QFII制度と比べて換金性が高いという特徴があるため、回金遅延リスクを軽減することができると考えられます。このため当社としては、当該ファンドを主要投資対象として加えることが受益者の皆さまの利益に資すると判断いたしました。

従いまして、約款が変更された後、当ファンドは主要投資対象とする投資信託証券を、現行の「BNPパリバ フレキシィⅢ エクイティ チャイナ A セレクティッド」から徐々に「パーベスト エクイティ チャイナ Aシェアーズ」に移行する予定です。

3. 書面決議の手続き

平成29年7月24日現在の受益者の方は、約款変更に関する議案への賛否について議決権を行使することができます。当該受益者の皆さまに対して議決権行使書面を送付いたしますので、議決権を行使される方は議決権行使書面に必要事項をご記入のうえ、平成29年8月16日までに当社宛にご送付ください。

投資信託約款の規定により、本議案について賛否の表示のない議決権行使書面は、賛成の表示があるものとみなされます。また、同一受益者の方が本議案について重複して議決権を行使された場合で、当該議決権の行使の内容が異なるときは、全ての議決権について無効とみなされます。

この書面決議は、平成29年7月24日現在の議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成により可決されます。書面決議にて議案が可決された場合は、平成29年9月11日付で信託約款を変更いたします。

以上

平成29年7月24日

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
BNPパリバインベストメント・パートナーズ株式会社